西　東　京　市　公　共　下　水　道　台　帳　図

2456−3

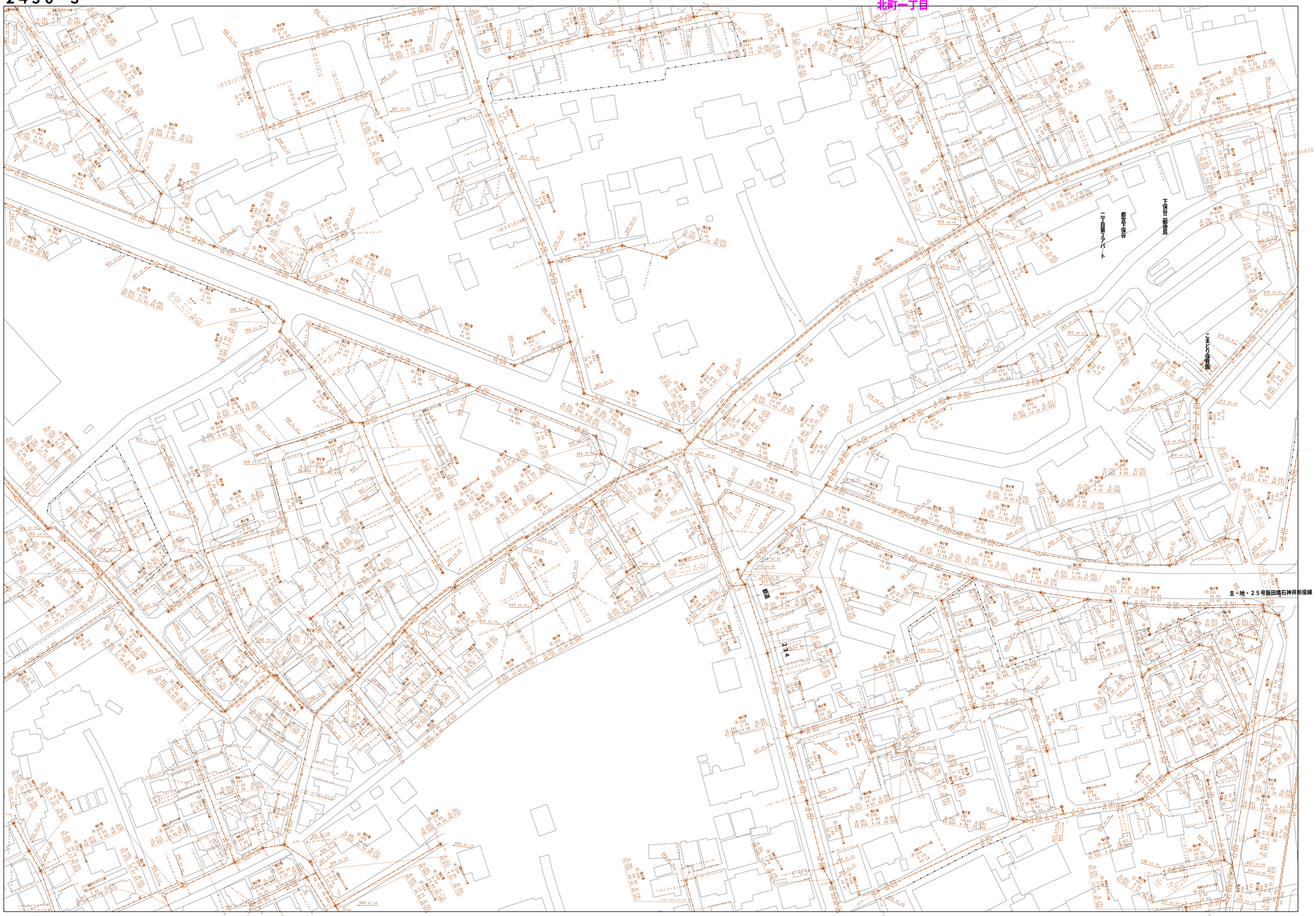

凡例		名　称
マンホール（人孔）	◉	標準　1号マンホール（内径９０cm）
	○	標準　2号マンホール（内径１２０cm）
	◎	標準　3号マンホール（内径１５０cm）
	ⓘ	標準　4号マンホール（内径１８０cm）
	H5	標準　5号マンホール（内法２１０×１２０cm）
	H6	標準　6号マンホール（内法２６０×１２０cm）
	H7	標準　7号マンホール（内法３００×１２０cm）
	⓪	組立　0号マンホール（内径７５cm）
	①	組立　1号マンホール（内径９０cm）
	②	組立　2号マンホール（内径１２０cm）
	③	組立　3号マンホール（内径１５０cm）
	④	組立　4号マンホール（内径１８０cm）
	K1	組立　矩形マンホール（内法９０×６０cm）
	●	組立　方形マンホール
	T1	特殊　特1号マンホール（内法９０×６０cm）
	T2	特殊　特2号マンホール（内法１２０×１２０cm）
	T3	特殊　特3号マンホール（内法１５０×１２０cm）
	T4	特殊　特4号マンホール（内法１８０×１２０cm）
	㊀	小型マンホール（内径３０cm）
		特殊　特殊マンホール
		特殊　分水マンホール
	T	特殊　円形特殊人孔
	T	特殊　矩形特殊人孔
	○	特殊　特殊マンホール（例使用）
	○	楕円　楕円形マンホール（内法１２０×９０cm）
	△	楕円　楕円形マンホール（内法９０×６０cm）
	US	伏越マンホール（上流）
		伏越マンホール（中流）
	DS	伏越マンホール（下流）
	US	伏越分水マンホール（上流）
	DS	伏越分水マンホール（下流）
	US	伏越防潮扉付マンホール（上流）
	DS	伏越防潮扉付マンホール（下流）
	☆	ダミー人孔
変化点又は結合点	▷	取入口、吐口、局外管取入部等
	▶	処理場、ポンプ所への流入部または流出部
	｜	私道取入管上流部又は道路管理者区分点
	Ⓐ	空気弁
	✕	制水弁
	Ⓘ	泥吐
	Ⓒ	点検口（清掃口含む）
		下流方向調整部
管渠		合流枝線
		汚水枝線
		雨水枝線
		雨水枝線（ＬＵ渠）
		雨水吐管（枝線）
		合流幹線
		合流幹線（市町村）
		汚水幹線
		汚水幹線（市町村）
		雨水幹線
		雨水幹線（市町村）
		潜流復活
		雨水吐管（幹線）
		処理場又はポンプ所からの放流渠
		合流圧送管枝線
		汚水圧送管枝線
		雨水圧送管枝線
		合流圧送管幹線
		合流圧送管幹線（市町村）
		汚水圧送管幹線
		汚水圧送管幹線（市町村）
		雨水圧送管幹線
		雨水圧送管幹線（市町村）
		再生水管（中水道）
		光ファイバーケーブル連絡管
		不明・その他
		仮取入れ管
		扇外管
		汚泥管渠（枝線）
		泥吐き管（枝線）
		汚泥管渠（幹線）
		泥吐き管（幹線）
桝及び取付管	□	矩形汚水桝
	■	矩形雨水桝
	○	円形汚水桝
	●	円形雨水桝
		取付管（色は桝と同色である）
管渠断面	◉	円形
	▪	矩形
	◉	馬てい
	◉	背割り（円形）
	◉	卵型
	LU	Ｌｕ型（Ｕ型渠）
	▪	背割り（矩形）
	▪	複断面
	K	共同溝
	◎	鞘管
	☆	その他
	◉	台形
	▪▪ ▪	円形複数（矩形）
	◉◉ ◉	円形複数（円形）
	▪▪ ▪	矩形複数（矩形）
	▪▪ ◉	矩形複数（円形）
	K ▪	共同溝（矩形）
	K ◉	共同溝（円形）
	◎◎	棟二条管
	◎	インバート築造
行政境		都県境
		市区境
		町境・丁目境
その他		処理区境
		処理区名
		処理場
		処理場名
		排水区境
		振分記号（色は管渠、人孔と同色である）
		副管記号（色は管渠、人孔と同じである）
	特	特定事業場

図面出力年月日　令和８年３月

縮尺　1/ 500

0　5　10　20　30　40　50　100m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 ２，５００分の１地図を利用して作成したものである。（承認番号）７都市基交着第３９号

2456−3